

原子爆弾被爆者救済を進める議員連盟 決議

平成25年12月10日

- ①爆心地から3.5km以内の人、並びに100時間以内に2.0km以内に入った人の悪性腫瘍（がん）及び白血病は原則認定すること。
- ②非がん疾患の積極的認定の範囲について、心筋梗塞等については2km以内、放射線白内障についてはこれに近い距離とすること。
- ③事後被爆等について、非がん疾患も原爆症の認定をすること。
具体的には、非がん疾患のうち、心筋梗塞、甲状腺機能低下症、慢性肝炎、肝硬変について、投下の翌日までに爆心地から1km以内に入った人は積極的に認定すること。
- ④「新しい審査の方針（平成20年3月17日）」のうち、第1の1の⑤、
⑥及び⑦のうち「放射線起因性が認められる」を削除すること。
- ⑤黒い雨体験者、相談・支援事業の予算を大幅に増額すること。
- ⑥被爆者手帳所有者のうち介護を要する者に対しての原爆症の認定申請については、特段の配慮をすること。
- ⑦高齢化が進む被爆者の悪性腫瘍の治療に対する対策として、重粒子線などの非侵襲性の治療法への取り組みを進めること。